

丹後国志楽荘研究の一こま

石川 登志雄

一、平安末・鎌倉時代の志楽荘

志楽荘の荘名が最初にでてくるのは『東寺百合文書』の平治元年(一一五九)閏五月付けの宝莊嚴院領荘園注文です。これによると志楽荘は長承元年(一一三二)に鳥羽上皇の御願寺として建立された宝莊嚴院を本家とし、平清盛を領家として米二百五十石と八丈絹五十疋を負担しています。絹を年貢とする荘園は尾張国・美濃国・上野国・下野国等の東国に多く、山陰道では丹波国・丹後国・但馬国などにあります。

鎌倉時代の史料は『吾妻鏡』建久六年(一一九五)八月六日条です。それによると、丹後国志楽荘ならびに伊根保の領家方の雑掌から鎌倉幕府のもとに到来した解(げ)によれば、地頭の後藤左衛門尉基清が、荘園内で濫妨狼藉を致しているということである。事の子細を尋ね聞きそれが事実であ

れば、地頭職の三分の一を分取り、その旨を注進して来い。三分の一の地頭職については他人を補任する、

というものです。平安末期の丹後国は平家の知行国として、また志楽荘は平家所領として、平氏政権の経済的基盤をなしており、それと同様に伊根保も平家所領であったかも知れません。そのために、鎌倉幕府が成立するに及んで、後藤基清が鎌倉幕府の御家人として新たに志楽荘と伊根保の地頭職に補任されたものと考えられます。

この時の結果は、おそらく後藤基清の所領志楽荘と伊根保の三分一は没収されて他人に与えられたものと思われれます。志楽荘がのちに春日部村・朝来村・河辺村の三か村に大きく分かれる前提が、この時の後藤基清の地頭職三分の一没収と何らかの関係があるのではないかと推測されますが確実なこととは言えません。

ん)と呼ばれる年貢徴収のための土地編成がなされていたこともわかります。

これに対して在地の舞鶴市には、梅垣西浦文書・金剛院文書・堀口家文書のなかに鎌倉時代のものはいくつかあります。その多くは志楽荘内の「名」と呼ばれる土地の売買や譲与を示す土地売券や田地譲状といったもので、ひとつの名がさらに二分一・三分一・六分一というように細分化されて売買・譲与されている様子がうかがえます。

二、南北朝時代の志楽荘

南北朝時代に入ると、春日部村・朝来村・河辺村の三か村に分かれた志楽荘のそれぞれの領主が判明します。

まず、春日部村については、『西大寺文書』のなかに、暦応四年(一一三四)一〇月四日付けで、足利尊氏から西大寺に当てた次の寄進状があります。

寄付 西大寺

丹後国志楽庄 除醍醐寺并北禅院造管料所

地頭職事

右為当寺光明真言料所、

筑後国竹野新庄替、所寄

付如件

暦応四年十月四日 権大納言源朝臣(花押) (尊氏)

正平七年(一一三二)後二月一三日付けの後村上天皇綸旨によって再び同様の内容が安堵されているが、ここでは「丹後国志楽荘内春日部村」となっています。翌月九日付けの新待賢門院令旨では「綸旨を下されるの上は、方々の妨げを止め、管領を全うすべし」とあって、この綸旨が先の後村上天皇のものを指しているのが分かります。

これに対し、朝来村については、『醍醐寺文書』のなかに、観応元年(一一三〇)二月二七日付けで、足利尊氏から醍醐寺に当てた次の寄進状があります。

奉寄 醍醐寺

丹後国志楽庄朝来村地頭職 右、為当寺修造、所寄進也、

守先例可致沙汰之状如件

観応元年十二月二十七日

(足利尊氏) 正二位源朝臣(花押)

しかし、『峰相記』によれば、元弘元年(一一三三)三月五日に醍醐寺の諸堂が落雷のために焼けたとあり、「後醍醐院隠岐ヨリ還幸ノ時、安室郷ヲ寄付セラレ、將軍又丹後ノ国志楽ノ庄ヲ寄進セラル」とあって、後醍醐天

なお、平清盛の持っていた領家職はほかの人物(京都の寺社か貴族など)に与えられたようですが誰であるかは不明です。また、本家の宝莊嚴院については、承久三年(一一二二)四月一八日の火災で焼亡しており(『中右記』)、これ以降衰退してしまい、志楽荘に対する支配権も失われてしまったことでしょう。

平安末期・鎌倉時代の基本的な史料としていわゆる中央に残るものはこの二つですが、『西大寺文書』のなかに南北朝時代ごろ、志楽荘から西大寺に提出された「春日部村絹代見米色々濟物帳」(内題は「注進 丹後国志楽庄春日部村御年貢所当絹并見米色々濟物事」)によって、嘉禄三年(一一二七)に春日部村の検注が行われ、この時に決定された総田数一四町四段一五〇歩が、その後の春日部村の基本的な田数となったこと、当時すでに志楽荘内に春日部村が独立所領として成立していたことなどがわかります。正応元年(一一八八)に初めて作成された「丹後国諸荘園郷保総田数帳」によれば、志楽荘全体の総田数は二〇〇町九段一八〇歩となっているので、春日部村は過半数の田数を占めています。さらに、春日部村のなかに五四におよぶ「名」(みょう)あるいは「名田」(みょうで

皇が隠岐を脱出して京都に帰った元弘三年(一一三三)以降にすでに寄進されていたようです。寄進状のなかに「当時修造」とあるのは文字どおり雷火で焼失した醍醐寺伽藍の修造のためであったことが分かります。

観応二年には二代將軍足利義詮の御判御教書によって、志楽荘内朝来村地頭職について、軍勢をはじめ一般の甲乙人等の濫妨を止め、醍醐寺道空上人の雑掌に返付させるよう時の丹後守護仁木頼章に命じています。

ところが、文和三年(一一三四)、春日部村の支配をめぐる西大寺と醍醐寺との間で紛争が持ち上がります。次の史料は、西大寺側の主張を認めた足利尊氏御判御教書です。

当寺領丹後国志楽庄内

春日部村事、就雜掌之鬱訴

再応有其沙汰之処、三宝院前

大僧正坊辞表訖、仍所返付

寺家也、早任曆応寄付状

全本知行、弥可被祈天下之

安全之状如件

文和三年四月八日 尊氏(花押)

西大寺長老

内容は、春日部村について西大寺雜掌の不満の訴えに対し、再度幕府より沙汰をしたところ、醍醐寺三宝院前大僧正は責任をとって辞

表してしまった、よって西大寺の寺家に返付するといふものです。なぜ、春日部村の支配をめぐって西大寺と醍醐寺とのあいだで争いがおこったのでしょうか。その間の事情については直接証明する史料はありませんが、先の文書のなかに「仍所返付寺家也」という文に注目して次のように考えられるかも知れません。

暦応四年（一三四一）、足利尊氏は醍醐寺ならびに北禅院領の部分を除いた志楽荘春日部村を西大寺に寄進し、正平七年（一二五二）には志楽荘河辺村を醍醐寺三宝院僧正に安堵しました。この間、観応二年（一三五二）には、文面の上には村名まで記さず「志楽庄地頭職」とだけ書いて先例に任せて沙汰するよう醍醐寺三宝院御房に宛てています。醍醐寺としてはこれを志楽荘全体に対する安堵であると勘違いしたのかも知れません。いや、実際に尊氏は志楽荘のうちの春日部村を西大寺に寄進したことを忘却して志楽荘全体を醍醐寺に安堵してしまったのかも知れません（尊氏にはこのような事例がほかにもあります）。

これに驚いた西大寺は公家に訴えて同年の後二月一三日にふたたび春日部村安堵の後村上天皇編旨を受けたものでしょう。そのために文和三年（一二三四）に足利尊氏御判御

教書による西大寺への返付となったものと思われまます。

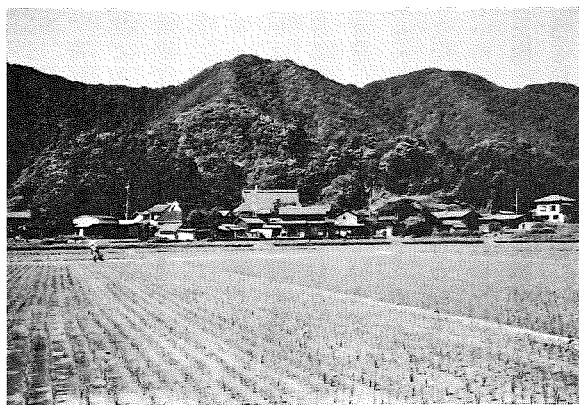
おわりに

このように西大寺や醍醐寺に伝わる志楽荘関係文書は、荘園領主のいわば支配のための文書であるということが出来ます。ですから荘園の所有の証拠となる幕府や公家からの寄進状や安堵状、守護による半済賦課や伊勢神宮造営のための役夫工米賦課の免除を証明する文書、さらに荘園年貢を徴収するために必要な土地台帳（検地帳・済物帳）などが中心となります。また、春日部村・朝来村・河部村に対する領主権の内容はすべて地頭職でした。本家や領家は誰であったか不明です。いざいざにしても鎌倉時代以降は有名無実となっていたことでしょう。

これに対して舞鶴には、梅垣西浦文書・金剛院文書・阿良須神社文書・堀口家文書などがありますが、文書の内容は売券・譲状を中心とするもので、西大寺や醍醐寺との関係を直接示すものはありません。春日部村政所の西浦氏は名田を単位とした年貢の徴収を西大寺に対して請け負い、怠りなく年貢を納入する限りにおいて、西浦氏や名主・百姓その他が荘園内において名田の売買・譲与・質入・

分割などを自由に行うことができました。このように西大寺文書や醍醐寺文書といった荘園領主側の史料と舞鶴に残った梅垣西浦文書をはじめとする史料の基本的性格を押さえたうえで、これらの文書群を総合的に利用すれば、丹後国の荘園史研究は飛躍的に進むことでしょう。

〔本論文は、一九九〇年十二月七日舞鶴市鹿原金剛院における講演（テープ起し・高橋聰子）をもとに新たに執筆されたものである。〕
編集部



泉源寺公文付近

中世村落の復原

丹後国志楽荘春日部村

その一 志楽谷小字図をもとに

高橋 聰子

はじめに

舞鶴地方史研究会は金剛院での講演会の後志楽荘研究会を発足させた。一九九〇年一月より月一回の例会をもち、京都府立丹後郷土資料館石川登志雄技師の指導のもとに「梅垣西浦文書」を読んでいる。

志楽荘は大浦半島の大半を占める大きな荘園であったが、梅垣西浦文書がかかわるのは志楽谷に広がる春日部村である。青葉山松尾寺の麓より舞鶴湾へ西流する志楽川を中に、吉坂・鹿原・安岡・田中・小倉・泉源寺・市場の集落が散在する志楽谷は、名刹金剛院・松尾寺を有し、吉坂がもと木津坂で若狭国木津荘へ向う坂ということで名付けられたといわれているように、往古より若狭への街道筋でもあった。西大寺領春日部村は、この志楽谷に浦（佐波賀・波佐久美・大丹生・瀬崎）を含んでいる。

今度この中世文書に取組むまでは、私の全く無縁であった当地域を知るために、「志楽谷小字図」を作成したところ、当時の地名が多く存続していることがわかり、荘園の構成単位である名のいくつかを不確かながら比定することが出来た。未だ研究の緒については、より考察に程遠い内容ではあるが、地図にご教示をいただきたいと考える。（図3参照）

一、名の比定（図1）

名は平安時代以降中世を通じて荘園・国衙領の構成単位である。農民が耕作地やその田籍に自分の名を冠して呼び、私有を強調するところから名田が生じたが、後に経営者が変わっても最初の名主の名で呼ばれることが多い。名主が名田の年貢・夫役の負担責任者である。南北朝時代の「西大寺済物帳」によれば、春日部村のうち当時志楽谷にあったとされる

のは五十三名である。その中で現行小字名として残っている、また梅垣西浦文書等に地名が出ていて大体の位置が比定できる名は半数にも満たないが、「所当絹事」として済物帳に記されている名の順序が、私の名の比定からみると、吉坂より西へおおむね並んでいると思われる。そこで付表に敢えて全名を記載順に掲げた。これにより、成久名が鹿原地区に、安永名が吉坂ではなく西の地域に本拠を置く名である、また安岡と田中は今ほど明確に分かれていないということが推察できる。ただし、同帳「現米」の記載順序は異なっている。

末守名

志楽谷の東端、松尾谷から吉坂の北東地域を占める名で、梅垣西浦文書には最も多く出てくる。一ノ一九には「末守名内六分吉田山野事合公田式段」とあり、これから考えると末守名は一町二反の広さをもつ。先の済物帳には絹代一疋四丈、四貫五百文。現米五石三升五合。村内で貢納負担額第五位（地頭名を除く）の名である。桑のほか麻も植えている。

守清名（図2）

小倉地区小字西川に地元では「もりいけさん」と呼ぶ森清神社がある。山の麓に小さい